

自分や家族を守るために大切なのは人とのつながり

特殊詐欺や悪質商法の被害を未然に防ぐためには、日頃からの心がけや警戒心を持つことが求められます。それでは、「犯罪のない、被害に遭わないまち」にするためにはどうすればいいのでしょうか。私たちが安心して暮らせるように、日々活動している市防犯指導隊の菅原隊長に話を聞きました。



登米市防犯指導隊
菅原 精一 隊長

市メール配信サービスや市公式LINEで、市政情報のほか、市内の災害や犯罪情報などを配信しています。



特殊詐欺や悪質商法は、決して他人事ではありません。あなたのすぐそばまで忍び寄っていると思ってください。「自分はだまされないから大丈夫」と思っている人に限って、被害に遭っても恥ずかしい、情けないという気持ちから、相談するのをためらってしまう場合があります。しかし、それは犯人の思うつぼです。被害に遭わないために、決してやってはいけないことは「一人で判断する」ということです。勇気を出して一歩踏み出し、信頼できる人に相談することが被害の拡大を防ぐことにつながります。詐欺の手口は巧妙さを増しています。不審な電話がきたら、「冷静になる」「電話を切って確認する」「自分で判断せず、誰かに相談する」ということを忘れないでください。

犯罪のないまちは、誰か一人が頑張れば実現できるというものではありません。家庭内や地域全体で防犯意識を高め、互いに守り合うことが、犯罪を未然に防ぐ何よりの抑止力となります。日頃からの小さな交流が、いざという時の助け合いにつながるのです。私たち防犯指導隊は、犯罪を抑止するために「見える・見せる・見られる防犯活動」をテーマに活動しています。昼夜のパトロール、イベントや店舗、学校での啓発活動などを通じて、高齢者や子どもだけでなく、幅広い年齢層に注意を呼びかけています。皆さんも、自分ができる範囲で防犯活動に参加してみてください。地域の防犯に対する「目」を増やして犯罪を未然に防ぎ、共に安全・安心なまちを目指して取り組んでいきましょう。

悪質商法などで困ったときは消費生活相談窓口へ

悪質商法や、消費者と事業者との間に起きた商品やサービスの契約に関するトラブルなどの相談を受け付けています。専門の相談員がトラブル解決に向けて助言や情報提供などをしていて、相談は無料です。困ったことがあったら1人で悩まず、気軽に相談してください。

【相談時間】月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～4時
【問い合わせ】消費生活相談窓口(南方庁舎2階 市民生活部市民生活課内)
☎0220(58)2117
※特殊詐欺に関する相談は警察相談専用電話「#9110」に連絡してください



市公式HP「消費者行政」

人の善意や欲に付け込み 巧妙な手口で迫る悪質商法

昨年度、市の消費生活相談窓口寄せられた悪質商法や契約トラブルなどの相談件数は約300件で過去最多となりました。悪質商法の手口は、特殊詐欺と同様に日々巧妙化。悪質業者は、私たちの心理を巧みに操り、不安や焦り、もつきたい、得をしたいという欲につけ込んでいきます。

悪質業者は、「今だけ」「今日まで」といった急がせる言葉で冷静な判断を奪ったり、あたかも公的機関であるかのように装ったりと、あの手この手で私たちを信用させようとしてきます。勧誘された場合は、冷静に内容を確認して判断し、簡単に個人情報や伝えた、契約したりしないように、日頃から心がけておくことが被害の防止につながります。

「自分はだまされない」と思ってしまふ要因はさまざまありますが、これまで積み重ねた経験や知識が過信につながり、結果として被害に気付きにくくなること



中田デイサービスセンター菊風荘で実施した出張市役所。詐欺などの手口や被害に遭わないための対策などについて消費生活相談員が説明

ります。「もしかしたら自分も狙われるかもしれない」という意識を持ち、怪しいと思ったときは迷わず市相談窓口か最寄りの警察署に相談することが大切です。市には「出張市役所」という制度があり、そのメニューの中に、消費生活相談員が特殊詐欺や悪質商法などについて説明するものがあります。被害に遭わないためには手口や対応策を「知る」ことが被害の未然防止につながります。開催を希望する場合は市消費生活相談窓口まで問い合わせください。

市内で実際に発生した被害事例(※)

Case1 SNS型投資詐欺(特殊詐欺)

SNSアプリで「企業の株を購入したら、多額のお金をもうけた」「私がやり方を教えます」などの広告を見つけ、その話を信用して広告からサイトにアクセスしたところ、別のSNSアプリに誘導された。被害者はSNSアプリで犯人とやり取りし、株の購入サイトを紹介され、複数回にわたり現金約600万円を送金した。

Case2 架空料金請求詐欺(特殊詐欺)

被害者が自宅で使用しているパソコンに「ウイルスに感染した」などの警告が表示され、パソコンが使用できなくなった。警告表示に記載してあったサポート先に電話すると、ウイルスの除去費用を電子マネーカードで支払うように要求され、複数回にわたり、コンビニエンスストアで合計約100万円分の電子マネーカードを購入させられた。

Case3 定期購入トラブル(悪質商法)

スマホで「いつでも解約可能」「定期しぼりなし」という動画広告を見て、初回680円の商品を1回だけのつもりで注文。初回商品が届き、販売業者に「解約したい」と伝えたところ、「特別割引クーポン利用をクリックしてコース変更をしているため、8回で約10万円の商品を購入する必要がある」と説明され解約できなかった。

Case4 レスキューサービス(悪質商法)

自宅のトイレが詰まり、インターネット広告の料金表示に「500円から」と記載のあった業者に修理を依頼した。高圧ポンプをかけても直らず、「他の作業も必要」と次々に提案されたが、最終的に70万円の請求を受けた。あまりに高額なため減額してほしいと伝えたが、最終的に60万円を現金で支払うことになった。

※被害関係者のプライバシー等に配慮し、内容を一部変えて紹介しています